



- I. 米国司法省「企業コンプライアンス・プログラムに対する評価ガイドライン」の改訂
- II. 米国 OFAC 制裁の社内コンプライアンスプログラムに関するガイドラインの初公表～コンプライアンスプログラムに盛り込まれるべき5つの要素～
- III. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2019年
5月号

I. 米国司法省「企業コンプライアンス・プログラムに対する評価ガイドライン」の改訂 執筆者: 渋谷 卓司

4月30日、米国司法省は、ホワイトカラー犯罪担当検事向けに作成された「企業コンプライアンス・プログラムに対する評価」に関するガイド文書(以下「本ガイドライン」といいます。)を公表しました¹。本ガイドラインは2017年2月に公表され、今般その改訂がなされたものです。司法省は、今号でご紹介している OFAC 制裁ガイドラインや、FCPA ガイドライン等、企業のコンプライアンス・プログラムに関するガイドラインを策定公表しており、今回の改訂は、これらのガイドラインとの整合性向上等の観点から行われたものです。本ガイドラインは、第一次的には、検察官が企業犯罪等における企業の責任の検討する際の指標に用いられることを目的として策定されたものですが、企業が自社のコンプライアンス・プログラムの構築や改善を検討する際のチェックリスクとしても参考になると思われますので、本稿でその概要をご紹介します。

1. 本ガイドラインの基本構造

本ガイドラインは、企業のコンプライアンス・プログラムに対する評価は当該企業が内包するリスクとその低減措置に対して下される個別的な判断によるべきものとしつつ、評価に当たり、検察官が検討すべきポイントとして、以下の3点を挙げています。

- i 当該コンプライアンス・プログラムはよく設計されているか(プログラム自体に対する評価)
- ii 当該コンプライアンス・プログラムは効果的に施行されているか(実施に対する評価)
- iii 当該コンプライアンス・プログラムは実際に機能しているか(運用に対する評価)

本ガイドラインは、上記3つのポイントを「根本的な問い掛け」と表現し、各問い掛けをごとに章を分け、その検討に当たって考慮すべき要素を挙げるという構成を取っています。

2. プログラム自体に対する評価に当たっての考慮要素

コンプライアンス・プログラムがよく作り込まれているかどうかを評価する際の考慮要素として挙げられている項目とその主な内容は以下のとおりです。

¹ <https://www.justice.gov/opa/pr/criminal-division-announces-publication-guidance-evaluating-corporate-compliance-programs>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

- i **リスク評価**
企業がいかに自社のリスクを評価しその低減策としてどこにどの程度リソースを割いているか。リスク評価は適時に見直されているか。
- ii **基本方針と手続**
法令の完全遵守をうたう行動規範が策定されているか。日常業務運営に法令遵守の文化が組み込まれているか。
- iii **トレーニングとコミュニケーション**
リスクベースの研修(高リスク業務従事者や管理職向けの研修や、不正発生時の対応に関する研修)がされているか。不正に対する企業の姿勢等をどのように社員に周知しているか。
- iv **秘密報告制度と社内調査プロセス**
不正に対する匿名通報メカニズムが構築されているか。独立客観的な社内調査を適切に実施するための仕組みが構築されているか。
- v **第三者(Third Party)に対する管理**
エージェント、コンサルタント、代理店等、社外関係者に対する適切な管理体制(デューデリジェンスや監査の仕組み等)が構築されているか。
- vi **M&A**
デューデリジェンス時における不正リスクの評価方法や、PMOにおけるコンプライアンス機能の統合方法はどのようなものか。

3. プログラムの施行状況に対する評価に当たっての考慮要素

コンプライアンス・プログラムが効果的に施行されているかどうかを評価する際の考慮要素として挙げられている項目とその主な内容は以下のとおりです。

- i **経営層等のコミットメント**
コンプライアンスリスク等に対する経営トップの姿勢がいかなるもので、それがどのように株主等に共有されているか。取締役会等でコンプライアンス専門家の意見を聞く機会があるか。
- ii **自治とリソース**
コンプライアンス担当役員に十分なリソース等が充てられ、取締役に対し直接報告することができる等、経営層からの十分な自治が確保されているか。コンプライアンス機能の一部又は全部を外部事務所やコンサルタントに外出ししている場合はその理由や方法等。
- iii **インセンティブと懲罰**
コンプライアンスに対するインセンティブとコンプライアンス違反に対する懲罰の仕組みが構築されているか。公正な懲戒手続が構築され運用されているか。コンプライアンスや倫理的な行動にどのように報いているか。

4. プログラムの運用状況に対する評価に当たっての考慮要素

コンプライアンス・プログラムが実際に機能しているかどうかを評価する際の考慮要素として挙げられている項目とその主な内容は以下のとおりです。

- i **継続的な改善、定期的な検証と見直し**
内部監査の頻度・実施場所等はどのように決められているか。リスク評価のアップデート頻度はどの程度か。自社のコンプライアンス文化をどのように測定しているか。
- ii **不正に対する調査**
どのように不正に対する独立客観的で適切な調査が確保されてきたか。不正の根本原因、仕組みの問題、経営層を含む管理責任等に関する調査もされたか。
- iii **不正の原因分析と再発防止**
過去の不正事例において、当該不正の根本原因に対する分析がなされたか。どのように不正が発覚したか。過去に発見

する機会はなかったか。いかなる再発防止策が講じられたか。関係者の責任追及はどのようにされたか。

5. まとめ

上記考慮要素としてあげられている各項目は、いずれも比較的なじみのあるものですが、本ガイドラインでは、3つの「根本的な問い掛け」に関連付けて記載することにより、その位置付けに対する考え方が明確に示されており、その点が興味深いところだと思います。こうした観点は、社内のコンプライアンス・プログラムに関するPDCAサイクルを回す際にも参考になると思われます。



しぶや たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理・コンプライアンスを中心とする企業法務に従事する。国内外における国際カルテル・外国公務員贈賄・会計不正・インサイダー取引・相場操縦・品質偽装問題その他の不正・不祥事等、企業が直面する様々な問題事象につき、内部調査・当局対応・再発防止策の助言等を通じて、その対応をサポートしているほか、贈賄防止体制構築支援等、企業のグローバルなコンプライアンス体制推進の助言等を行う。1990年慶應義塾大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修了(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

II. 米国 OFAC 制裁の社内コンプライアンスプログラムに関するガイドラインの初公表～コンプライアンスプログラムに盛り込まれるべき5つの要素～ 執筆者: 勝部 純

1. 概要

米国の財務省外国資産管理局(Department of the Treasury's Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」という。)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じている(以下「OFAC 規制」という。)

OFAC が OFAC 規制違反者に対して民事制裁金を課す場合、当該違反者における制裁遵守プログラムの存在、性質、十分性を考慮のうえ、民事制裁金が緩和される場合がある。

2019年5月2日、OFACは、①米国が管轄権を有する組織、②米国において又は米国人(US Persons)と共に事業を行う組織、及び③米国産の製品・サービスを取り扱う組織に向けて、OFAC 規制の遵守を図るため、各組織において制裁遵守プログラム(Sanction Compliance Program)を策定することを推奨すると共に、そこに含まれるべき要素を示したガイドライン(「A Framework for OFAC Compliance Commitments」、以下「本ガイドライン」という。)を公表した²。

本ガイドラインにおいて、制裁遵守プログラムの内容として、少なくとも、**(1)経営陣のコミットメント(Management Commitment)**、**(2)リスク評価(Risk Assessment)**、**(3)内部統制(Internal Controls)**、**(4)検証・監査(Testing and Auditing)**、及び**(5)トレーニング(Training)**の5要素を含む必要があるとされている。以下、本ガイドラインが定める上記5要素の概要について述べる。

2. 制裁遵守プログラムに含めるべき5つの要素

(1) 経営陣のコミットメント

- ① 経営陣が制裁遵守プログラムを検討・承認していること。
- ② 経営陣により、OFAC 関係リスクに対応するコンプライアンス部門に対して十分な権限及び自律性が付与されていること。経営陣とコンプライアンス部門との間で直接のレポートライン(定期的な会議等)が存在すること。

² <https://home.treasury.gov/news/press-releases/sm680>

- ③ 経営陣により、コンプライアンス部門に対して十分なリソース(人員、予算、IT 等)が付与されていること。
- ④ 経営陣により当該組織内で「コンプライアンス文化」が促進されていること。
- ⑤ 経営陣が OFAC 規制違反や制裁遵守プログラム不遵守の重大さを組織内に示し、将来の違反を抑止するのに必要な措置を講じていること。

(2) リスク評価

- ① 潜在的リスクを十分に把握することができるよう、顧客、製品、サービス、サプライチェーン、仲介者、相手方、取引、地理的場所等の要素を考慮し、OFAC 関係リスクの評価を実施すること。なお、M&A を実施する際も、コンプライアンス部門も関与して適切なデュー・ディリジェンスを行い、OFAC 関係リスクの評価を実施すべきである。
- ② 特定されたリスクについて分析・対処する方法が策定されていること。

(3) 内部統制

- ① 制裁遵守プログラムに関する方針・手続が規程化されていること。
- ② OFAC 関係リスク評価の結果について十分に対処する内部統制が実施されていること。かかる内部統制は、OFAC 規制に違反する取引・行為を明確かつ実効的に特定・禁止し、また、当該組織内の適切な者に報告されるものである必要がある。
- ③ 内部・外部監査を通じて OFAC 規制遵守の方針・手続が実施されること。
- ④ 記録保存の方針・手続が OFAC の制裁プログラムに従っていること。
- ⑤ 内部統制の脆弱性が判明した場合に、直ちに実効的な対応が取られること。
- ⑥ 制裁遵守プログラムについて従業員等に周知されていること。
- ⑦ 制裁遵守プログラムを日常業務に浸透させるための担当者が選任されていること。

(4) 検証・監査

- ① 検証・監査部門が経営陣に対して説明責任を負い、対象事業から独立し、十分な権限、技能、専門性、リソースを有していること。
- ② 検証・監査の手続が適切であり、OFAC 関係リスク評価及び内部統制を反映していること。
- ③ 検証・監査のネガティブな結果を踏まえ、直ちに実効的な対応措置が取られること。

(5) トレーニング

- ① 十分な情報・教育を従業員やステークホルダー(顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー、取引相手方等)に対して与えるトレーニングプログラムであること。
- ② 当該組織の製品・サービス、顧客、パートナー、及び事業を行う地理的地域に鑑みて、適切な範囲のトレーニングプログラムであること。
- ③ OFAC 関係リスク評価に鑑みて適切な頻度でトレーニングプログラムが行われること。
- ④ 検証・監査のネガティブな結果が判明した場合や制裁遵守プログラムの不備が判明した場合、関連する者に対してトレーニングを行う等、直ちに実効的な措置が取られること。
- ⑤ トレーニングプログラムにおいて関係当事者が容易にアクセスして利用可能な資料が準備されていること。

3. 終わりに

OFAC 規制に違反した場合、当該企業が既に制裁遵守プログラムを有していたか否かは、当該違反が「悪質(egregious)」であると OFAC に評価されるか否かの判断要素のひとつとなる。自主申告されなかった「悪質(egregious)」な事案の場合、民事制裁金のガイドライン(Economic Sanctions Enforcement Guidelines)に基づいて、OFAC は適用可能な最大の制裁金額から量刑の検討を行うことになる。

OFAC による執行活動は、2019 年に入って活発さを増しており(2018 年における制裁金・和解金の合計額が約 7100 万米ドルであったのに対し、2019 年 1 月～5 月の制裁金・和解金の合計額は既に約 12 億 7800 万米ドルに上っている。)、米国に拠点を有する企業のみならず、米国人(US Persons)と共に事業を行う企業、米国産の製品・サービスを取り扱う企業は、本ガイドラインの掲げる 5 つの要素を考慮したうえ、実効性のある制裁遵守プログラムの策定を検討することが有益である。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

j.katsube@jurists.co.jp

2006年弁護士登録、2013年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録、2017年カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年三井物産株式会社法務部アジア・大洋州法務室出向。会計不正、競争法違反、品質不正事案のクロスボーダーの危機対応案件等を中心に手掛ける。

近時のセミナーに「企業が直面しているさまざまなリスクと危機管理体制の構築」、「いま会社が知るべき品質不正対応の4つのポイント～あなたの会社を守るために何ができるのか～」等。

Ⅲ. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただきます。

【2019 年 5 月 8 日】

個人情報保護委「平成 31 年度活動方針」を公表

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/katsudouhoushin/>

個人情報保護委員会は、2018 年度の委員会における取組を総括すると共に、2019 年度における委員会の取組の基本的な考え方を公表しました。概要は下記のとおりです。

【国際関係】

- ✓ 個人情報に関する相互に信頼性が確保された国際的なデータ流通の枠組みの構築に向け、EU・米国を中心とした関係各国との精力的な対話を進める。

【個人情報保護法関係】

- ✓ 幅広いステークホルダーの意見を聴きながら、平成 27 年改正法附則第 12 条(いわゆる 3 年ごと見直し)に基づく検討を行う。
- ✓ 海外事業者による不適切な取扱い事案に関する執行協力等を進め、効率的かつ効果的な監督に努める。
- ✓ パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を促進するための施策を推進する。

【マイナンバー法関係】

- ✓ これまでの監視・監督活動を通じて蓄積してきたノウハウをいかし、必要に応じて指導・助言等を行う。

【2019 年 5 月 9 日】

経産省、公取委及び総務省、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備の在り方を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190521004/20190521004.html>

経産省、公取委及び総務省は、デジタル・プラットフォーマーに関する取引環境の整備及びデジタル・プラットフォーマーによるデータの移転・解放等について、ルール整備の方向性等をまとめたワーキンググループの報告を公表しました。概要は以下のとおりです。

(1) 「取引環境の透明性・公正性確保に向けたルール整備の在り方に関するオプション」

- ・ デジタル・プラットフォームにおける独占的な事業者及び不公正な取引に対しては、過剰規制回避の観点から、業規制ではなく、独占禁止法の適用による対応を行う。
- ・ 他方で、事業者(利用者)の迅速な救済のため、以下の対応を行うことが考えられる。
 - ① ガイドラインの制定、違法となる可能性が高い行為の明示

- ② デジタル・プラットフォームにおける一定の行為を、「不公正な取引方法」として告示で指定(特殊指定³、独占禁止法 2 条 9 項 6 号)
- ③ 確約手続⁴の積極的な活用(独占禁止法 48 条の 2 以下から同法 48 条の 9 まで)
- ④ デジタル・プラットフォームを利用する事業者団体の組成、事業者側の交渉力の強化
- ⑤ 継続的な市場の実態調査の実施(e.g.独占禁止法 40 条に基づく公正取引委員会の調査)

【2019 年 5 月 15 日】

東証、「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2019」を公表

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/190515-01.html>

東京証券取引所は、「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2019」を公表しました。

同白書によれば、2018 年 6 月のコーポレート・ガバナンスの改訂を受けて、2018 年 12 月 31 日時点で、全原則を「実施」する会社の比率が 25.9%から 15.0%に大きく低下しています。これは新設・改訂された一部の原則において、より高い水準の取組が求められる中で、会社が従来の「実施」から「説明」に対応を切り替えているためであると考えられるとのことです。

【2019 年 5 月 20 日】

経産省、内部監査部門の監査役への優先報告を定めた改訂指針案を公表

2019 年 5 月 20 日付け日本経済新聞朝刊

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/pdf/2_016_04_00.pdf

同改訂指針案は、内部監査部門から監査役等にも直接のレポートラインを確保し、特に経営陣の関与が疑われる場合には、監査役等への報告を優先させる旨の社内規定を設けることが望ましいとしています。

2019 年 5 月 20 日付け日本経済新聞朝刊の報道によると、経産省は、2019 年 6 月を目処に改訂指針を公表するとのことです。

【2019 年 5 月 27 日】

財務省、経産省及び総務省、外為法における対内直接投資等に係る事前届出対象業種を追加する旨の改正告示を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190527002/20190527002.html>

財務省、経産省及び総務省は、外為法 27 条 1 項に基づく事前届出が必要となる対内直接投資等に係る業種を追加する旨の改正告示を公表しました。

追加された業種は、集積回路製造業等の情報処理関連の機器・部品製造業種、受託開発ソフトウェア業等の情報処理関連のソフトウェア製造業種、及び情報処理サービス業等の情報通信サービス関連業種です。

改正告示は、2019 年 8 月 1 日から適用されます。ただし、2019 年 8 月 30 日以前に追加業種等に係る対内直接投資等を行う外国投資家は事前届出を行う必要はない旨の経過措置が設けられています。

³ 特殊指定とは、独占禁止法 2 条 9 項 6 号の指定のうち、「特定の事業分野における特定の取引方法」に関するものをいいます。特殊指定は、指定された行為があった事実を認定することができれば、ただちに不公正な取引方法として違法となるよう、行為要件が具体的に規定されるため、迅速な執行に資すると考えられています。

⁴ 確約手続については、[本ニューズレター2018年10月号](#)(「公取委、確約手続に関する対応方針を策定」)をご参照下さい。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。